

## 「第二次教員超勤訴訟」概要

埼玉教員超勤訴訟・田中まさお  
田中まさお支援事務局

### 1. 募集内容

田中まさお訴訟の成果を継承し、新たに提訴する訴訟の原告となっただけの方

### 2. 応募条件

- ①個人的な利益ではなく、本訴訟の主旨に賛同していただける方
  - ②給特法が適用される、公立学校の現役教員もしくは元教員の方
  - ③長時間労働を理由とする国家賠償請求を行いたい方
  - ④正式に原告となることが確定した場合、訴訟費用として 20 万円をご負担いただける方
- ※その他、詳細は公募要領をご確認ください

### 3. 応募方法

Google フォーム

氏名・年齢・住まい(県)・所属・連絡先・裁判を通して訴えたいこと等をご記入ください

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScUoFURcgQeGijgA4VDg9gXws5Tqq9F8UmvIBIRtr5FVf3qFQ/viewform>

### 4. 応募期限

2023 年 6 月 30 日(金) ※第 1 次締め切り

### 5. 応募後の流れ

- ①7月もしくは8月の夏休み期間中に開催予定の説明会(集団訴訟説明会)へ参加
- ②弁護士や事務局メンバーと個別でミーティング
- ③正式に原告となっただけことが決まった場合、訴訟提起に向けた準備を開始

### 6. 主な活動内容

- ・原告として訴訟期日や期日後の報告会に参加(毎回参加できなくても OK)
- ・イベントへの参加 など

※適宜、個別・集団でのミーティングをお願いすることがあります。ミーティングは、Zoom での実施も予定しています

### 7. その他

- ・長時間労働の事実があれば、応募いただく段階で証拠がなくても問題ありません
- ・活動内容につきましては、無理のない範囲でご協力いただければ問題ありません

- ・訴訟費用は、すべてクラウドファンディングで賄うことを目指しております
- ・原告になっていただく方には、初期費用の 20 万円を超える負担はお願いしない予定です

—事務局より—

5月中に公募要領に関する説明会(原告公募説明会)を開催する予定です。  
個別の問い合わせも受け付けておりますので、公募要領をご確認のうえ、お気軽にご連絡ください。

なお、大変恐れ入りますが、回答までお時間をいただくことがございますので、ご了承ください。

# 公募要領

## 1. 本訴訟運動の概要

### (1) これまでの活動

田中まさお支援事務局は、訴訟という1つの手段を通じて、これまで教員の働き方について運動を行ってきました。本訴訟は、一個人の利益を果たすための訴訟ではなく、子どもの受ける教育や教師の働き方を良くしていくための「公共訴訟」という形をとり、これまで多くの方の想いや支援によって成立してきました。第一次訴訟のクラウドファンディングでは、(2023年3月25日現在)697名の方に2,835,000円のご支援をいただき、活動を進めていくうえで大きな力となりました。

このようなみなさまの支援の賜物によって、教員の働き方という問題が世間に周知され、議論され、判決においてもこれまでとは異なった結果を勝ち取ることができたと考えております。

### (2) これからの活動

田中まさお支援事務局は、これまで通り、子どもの受ける教育や教師の働き方を良くしていくための「公共訴訟」という観点から、「本訴訟における判決を未来の教育環境へつなげるため」に、新たに提起する訴訟の原告となる方を公募させて頂くことを決定いたしました。原告公募の主旨は、訴訟運動の一貫として、今回の訴訟運動の想いを共有し、今回の訴訟を通じて獲得した判決内容や、蓄積した専門知を継承し、引き続き私たちと一緒に「未来の教育環境へつなげるため」の運動に協力して下さる仲間を探すことです。

訴訟にかかる経費に関しましては、基本的にクラウドファンディングなどを通じ、本事務局が中心となって集め、支援をさせていただく予定です。

## 2. 応募条件

### (1) 個人的な利益ではなく、訴訟の主旨に賛同して下さる方

本訴訟は、一個人の利益を果たすための訴訟ではなく、子どもの受ける教育や教師の働き方を良くしていくための「公共訴訟」として提起するものです。具体的には、給特法の下で、無限定の時間外労働、長時間労働を強いられている働き方の違法性を問い、改善を求めることを主旨としています。

また、田中まさお訴訟は、従来の教員の超勤訴訟とは異なる争点で争った訴訟であり、法的なロジックについて独自の方向性を持っています。専門家に執筆していただいた意見書の趣旨など、本訴訟の問題意識が共有できる方でないと、私たちが提供できるノウハウも限られてしまいます。そこで、訴訟運動として一つにまとめ、私たちがしっかりとサポートさせていただくためにも、このような方向性や訴訟の主旨にご賛同頂いた中で、私たちと共に意見を出し合い、共に運動に加わって下さる方を募集します。

### (2) 給特法が適用される、公立学校の現役教員もしくは元教員の方

本訴訟は、教員の働き方をめぐる様々な問題の中でも、給特法が適用される公立学校教員の方

が、無限定の時間外労働、長時間労働を強いられているという問題について、その違法性を問う訴訟です。そのため、原告の候補となる方は、給特法が適用される公立学校の教員の方とさせていただきます。

なお、既に公立学校を退職された元教員の方でも、時効(原則3年)が経過していない期間の働き方について訴えることができる可能性がありますので、ご相談ください。

### **(3) 長時間労働を理由とする国家賠償請求を行いたい方**

本訴訟では、無限定の時間外労働、長時間労働を強いられていることについて、国家賠償請求を行うことを予定しています。このような訴訟の方向性にご賛同いただきたいと考えています。なお、現時点できちんとした証拠がそろっていないければ応募できない、ということはありません。個別にミーティングをさせていただき、どのような証拠を用意するかを含め、ご相談させていただきます。

### **(4) 正式に原告となることが確定した場合、訴訟費用として20万円をご負担いただける方**

最高裁までの訴訟費用として、通例150万円ほどが見込まれますが、原告となることが確定した方には20万円の自己負担をお願いしたいと考えております。これは、弁護士費用と訴訟活動に要する実費を含めた金額です。基本的には、クラウドファンディング等も活用し、これ以上のご負担はいただくことのないよう、サポートさせていただきます。

※詳しい条件は、個別でのミーティング後、双方合意の上で最終的に決定させていただく予定です。応募するかどうか迷っている方やご不明な点がある方はお気軽に支援事務局までご相談ください。

## **3. 活動内容について**

### **(1) 訴訟提起までの流れ**

応募をいただいた方を対象に、7～8月頃、訴訟についての「学習会 兼 説明会」を開催し、担当弁護士や事務局から、今回の訴訟の主旨や内容、今後の進め方についてご説明させていただきます。また、皆様からもご意見をいただいて話し合い、合意形成が出来ればと考えています。その後、個別でミーティングを実施させていただき、個々の事情について伺います。

正式に原告となることが決まったら、書類の作成等、訴訟提起に向けた本格的な準備を進めていきます。

### **(2) 主な活動内容**

#### **① 訴訟期日や期日後の報告会への参加**

- ・訴訟の公判は、平日の日中に、2～3か月に1回程度の頻度で開かれます
- ・どこの裁判所に提訴するかは未定です
- ・毎回必ず参加しなければいけない、ということではありません
- ・個々の事情に応じて、可能な範囲での参加で問題ありません

#### **② イベントへの参加**

・訴訟運動について広く知ってもらうための各種イベントを不定期に実施しています

③その他

・訴訟期日やイベント開催に向けて、適宜、個別・集団でのミーティングを行います

・ミーティングの実施日時・方法は、関係者の方の都合を優先とし、Zoom 等も活用いたします

—事務局より—

不安なことなども含めて、ぜひ一度事務局にお問い合わせいただき、話し合いながら柔軟に訴訟のあり方について共に決定していきたいと考えております。田中まさお支援事務局はこれまでも、原告・弁護団・学者・学生たちで、子どもの受ける教育や教師の働き方を良くしていくための「公共訴訟」として、チームとして何度も対話を行い、合意を作る中で協力して運動を行ってきました。是非、私たちと共に運動に加わって頂ける方を募集しております。関心を持ってくださった方からのご応募を心よりお待ちしております。

以上